第2次自転車活用推進計画(案)新旧対照表(措置)

| 目標 | 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の創造 | | | |
|----------|---|--|--|--|
| 施策 番号 | 施策 | 講ずべき必要な措置(現計画) | 講ずべき必要な措置(次期計画) | |
| | | ①地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、 策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創 出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」 をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、 自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。 | (削除) ※1-①~1-③に移行 | |
| 1 | | (新設) | ①地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進のため、 課題を抽出し、必要な支援策を検討する。 | |
| | | (新設) | ②地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。 | |
| | | (新設) | ③地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。 | |
| | 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。 | ①地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」 (平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全 点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置 いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整 備を推進する。 | ①安全で快適な自転車通行空間 <u>を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた</u> 整備を推進する。 | |
| | | (新設) | ②「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路 局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来 に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点など の特殊部にも着目して記載の充実を図る。 | |
| | | ②道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な 「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。 | ③道路構造令 <u>に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の</u> 条例への位置付けを促進する。 | |
| | | ③路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト縮減に 関する事例等をとりまとめ、地方公共団体へ周知を図る。 | (削除) ※2-④に移行 | |
| 2 | | (新設) | ④地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1-③の再掲) | |
| | | ④自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。 | ⑤自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。 | |
| | | ⑤自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図のあり方について検討する。 | ⑥地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置 等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信 技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用 する仕組みの構築を図る。 | |
| | | | | |

| 2 | 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間 | ⑥関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。 | (削除) |
|---|------------------------------------|--|--|
| | | ⑦マイカー等からの自転車への転換によるCO2の削減量を把握した上で、地 球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。 | ⑦ <u>短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及</u> <u>び</u> CO ₂ の削減 <u>による地球温暖化防止</u> に関する広報啓発を行う。 |
| 3 | 取締900推進等により、日本半週17至间 の確保を促進する。 | ①物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきルールの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組を進める。 | ①自転車通行空間の整備と合わせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。 |
| | | ②植樹帯の活用等による <u>停車帯の設置に関する弾力的な運用のあり方について検討する</u> 。 | ②中央帯・植樹帯等の活用等による <u>弾力的な自転車通行空間の確保を図る</u> 。 |
| | | ③利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を <u>検討</u> する。 | ③利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を <u>推進</u> する。 |
| | | ④自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置 又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。 | ④自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置 又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。 |
| | | ⑤地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを 策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取 締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積 極的に推進する。 | ⑤地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを 策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取 締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積 極的に推進する。 |
| | | ⑥駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任 を問う現行制度を <u>引き続き</u> 適切に推進する。 | ⑥駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任 を問う現行制度を適切に推進する。 |

自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の創造 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①シェアサイクルの普及促進のため、関係府省庁による検討会を設置し、事 (削除) 業の規制の必要性や支援の在り方等について検討する。 (新設) ①シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や持続可能な事業運営の在 り方、サイクルポート設置場所の確保、データの活用等による利便性向上等の 観点から、制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラインを とりまとめ、地方公共団体へ周知する。 ②サイクルポート設置の促進を図るため、路上や既設駐輪場等の公共用地や「(削除) ※4-①に移行 |公開空地、コンビニ等の民有地へのサイクルポート設置の在り方について、関 係者と連携しつつ検討する。 ②面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会 (新設) 的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進す るため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能 な運営に向けた支援策を講じる。 ③鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機 ③<u>公共的な交通であるシェアサイクルの利用促進のため、</u>鉄道駅等の周辺に 公共的な交通であるシェアサイクルと公 おいてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクル 関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。 共交通機関との接続強化や、サイクル ポートの案内サイン設置を要請する。 ポートの設置促進等により、シェアサイク ルの普及を促進する。 ④公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適 @公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適 |性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を ||性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を 促進する。 |促進する。 ⑤地方公共団体ごとに構築されているシェアサイクルの貸出・返却システムの「(削除) ※施策4-①、施策6-④⑤(MaaSの推進)に移行 |共同化について検討する。 ⑥シェアサイクル利用者の利便性向上を図るため、個人認証、決済に当たっ ※施策4-①、施策6-④⑤(MaaSの推進)に移行

て交通系ICカードのワンタッチ利用が可能となるよう、関係機関に対して運用

⑦インターネット等の経路検索の対象となるよう、シェアサイクル関連情報の

⑧関係する地方公共団体と連携し、オリンピック・パラリンピック競技大会までにサイクルポートの高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備を

|改善を要請する。

実施する。

(新設)

|定型化について検討する。

※施策4-①、施策6-④⑤(MaaSの推進)に移行

への情報提供や助言等の働きかけを行う。

⑤地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等

自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の創造 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図Ⅰ①路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図 るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。 るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の見直しを図る。 ②放置自転車対策等の観点から、自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅 ②自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の |駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組みについてとり|等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率 まとめ、地方公共団体等へ周知する。 |向上に向けた取組についてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。 ③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関す ③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関す |る法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等||る法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自転車 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強 |駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力 | 等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協 |化すること等により、地域の駐輪ニーズ | | を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなけ | 力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力<mark>す</mark> ればならない。」という規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の積極的な協力 に応じた駐輪場の整備を推進する。 るよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、 |を求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公 国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解 |共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助 |決に向けた指導・助言を行う。 言を行う。 ④多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラッ | ④多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラッ |クに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知|クに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知 を図る。 を図る。 ①駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に資するよ (削除) う、全国で統一的な運用が可能なICタグの導入について社会実験等を行いな がら検討する。 ③自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定 ①自転車の利用実態に即した自転車通行空間の計画的な整備等を推進する を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策に ため、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組 ついて調**査・研究を行う**。 こ対する支援の在り方を検討する。 (新設) ②地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置 等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信 技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用 する仕組みの構築を図る。(2-⑥の再掲) シェアサイクルの運営、地方公共団体に ②IoT共通基盤技術の研究開発と、同技術を活用したシェアサイクルにおける「③AI等の情報通信技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置の おける自転車活用推進計画策定等の効 |率化・高度化に向けて、情報通信技術の||自転車の再配置への適用に関する検証を実施する。 最適化の在り方について、民間事業者と連携して検討を進める。 活用を推進する。 (新設) ④移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモ ビリティサービスのMaaS(※)における活用について、事業実施への支援や好 事例の横展開等を行う。 (※)MaaS(Mobility as a Service):地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位 での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最 適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。 (新設) ⑤シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスについて、他の交通 手段との間でのデータの連携や利活用を促進するため、「MaaS関連データの 連携に関するガイドライン」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議 官部門発出)の更なる周知や調査・検討を行う。

自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の創造 施策 講ずべき必要な措置(次期計画) 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 番号 ①地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ ①地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクト・プラ |<u>形成</u>の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、 ス·ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪 |シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施す |場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支 援を実施する。 (新設) ②地域を豊かにする人中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環 として、歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑 な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することに より、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイク ルポートの設置と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。 |歩行者・自転車中心のまちづくりと連携 し、生活道路における通過交通の抑制 |や無電柱化と合わせた自転車通行空間 ②歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委 ③ 道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過 の整備についての総合的な取組を実施 員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン |交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト する。 |30|の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施す|両面から交通安全対策を実施する。 るとともに、これらの取組に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体に対して 周知を図る。 ③無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確 |④無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱 保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウ |化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保が図られるよう、地方公共 ハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。 |団体等に対し、地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進

計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積

極的に行う。

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 自転車競技の普及・振興に向け、国際 |①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関|①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関 |規格に合致した自転車競技施設の整備 | する検討を行う。 する検討を行う。 |等を促進する。 ①サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者 ①サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者 |に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園|に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園 等の有効活用等を促進する。 等の有効活用等を促進する。 公道や公園等の活用により、安全に自 ②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車 |②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車 転車に乗れる環境の創出を促進し、障 を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。 |を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。 |害者や幅広い年齢層におけるサイクル| スポーツの振興を推進する。 ③タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確 ③タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確 |保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかけ |保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した 事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。 ①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標と│①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標と |した、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運|した、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運 |動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関す ||動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関す。 る広報啓発を強化する。 る広報啓発を強化する。 ②サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業・団体等に対して、ウェル ※13-⑤に移行 ネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康 コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動について、検討及び実施を 働きかける。 ②地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情 ③地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情 |報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法 |報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法 等について検討する。 等について検討する。 ④地方公共団体等と連携して、個人や一定の地域等において、自転車活用に ③自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関しての よる健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集 |科学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究 国民の健康に関する理解力を底上げ や、国内における自転車の活用による医科学的効果に関する調査・研究を進|究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進 し、自転車を利用した健康づくりに関す める。 める。 10 る広報啓発を推進する。 ⑤地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ (再掲削除) 形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、 シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施す る。(7-①の再掲) ⑥歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委 (再掲削除) **昌会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン** 30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施す るとともに、これらの取組に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体に対して |周知を図る。(7-3の再掲) ⑦無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確 (再掲削除) 保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウ |ハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。(7-4)の再

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①関係府省庁及び関係機関が連携し、協議会を設置した上で、自転車通勤に ①「自転車通勤導入に関する手引き」(令和元年5月自転車活用推進官民連 関する課題(通勤手当の支給や、通勤災害への対応、駐輪場や更衣室の設 <u> 携協議会作成)について、自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて</u> 安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェ |<u>置等)について検討するとともに、</u>自転車通勤導入に関する手引き<u>を作成する</u> クト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民 こと等により、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。 連携協議会等を通じて、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大の ための広報啓発を強化する。 ②企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推「(削除) ※11-①、11-②に移行 自転車通勤等を促進するため、広報啓 発の強化をはじめ総合的な取組を推進 |進企業||宣言プロジェクト(仮称)を創設し、支援の在り方について検討する。 する。 (新設) ②企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやす い環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。 ③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪|③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪 |場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協|場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協

力する。

力する。

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①自転車の活用に関するポータルサイトを開設し、海外向け情報発信を強化 ①自転車活用推進本部のウェブサイトを活用し、海外に向けた情報発信を行 <u>|すること等により、</u>地方公共団体等と連携し<u>て</u>、自転車に関する国際会議の誘│<u>うとともに</u>、地方公共団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催 関係者が連携して、自転車に関する国 |致・開催に向けた検討を行う。 |に向けた検討を行う。 際会議や国際的なサイクリング大会等 |の誘致を推進する。 ②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国として |②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国として の支援の在り方に関する検討を行う。 の支援の在り方に関する検討を行う。 ①太平洋岸自転車道等を対象として、先進的なサイクリング環境の整備を目 ①誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンス <u>|指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、</u>迷わず安|サービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞 |全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリス |在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクル トの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等にレルートをはじめとした世界に誇るサイクリングルートの整備を図る。また、これ |よる魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇る|らのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局 (JNTO)のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリス サイクリングロードの整備を図る。 トの誘客を図る。 ②大規模自転車道を含めた、広域的なサイクリングロードの整備を推進する。 ②農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等によ その際、サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、農道や臨港道 る横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自転車通 路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促 行空間の整備を推進する。 |進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について 検討する。 ③日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図 ※13-①に移行 官民が連携した走行環境の整備や、サ るため、ナショナルサイクルルート(仮称)の創設に向けて、インバウンドにも対 イクルトレインの拡大等によるサイクリス |応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要 トの受入環境の整備等により、ナショナ |件、情報発信の在り方等について検討する。 ルサイクルルートをはじめとする世界に 誇るサイクリング環境を創出するととも ④鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取 ③鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取 に、国内外へのPR等を行い、サイクル |組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有|組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有 ツーリズムを推進する。 |を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施につ |を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施につ いて検討を促す。 いて検討を促す。 ⑤道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入 |④道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、<mark>商業施設等</mark>におけるサイク サービスの充実に向けて、施設管理者等の関係者に対して協力を要請する。 リストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への <u>動きかけを行う</u>。

(新設)

(新設)

⑤サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し総合的な支援を行い、支援実

⑥マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備 や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるな

績の横展開を行う。

ど、これらの取組の他地域への横展開を図る。

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

| | 日保生日牧単争以のない女主で女心な社会の美現 | | | |
|----------|--|---|--|--|
| 施策 番号 | 施策 | 講ずべき必要な措置(現計画) | 講ずべき必要な措置(次期計画) | |
| 14 | 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。 | 買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供 <u>の在り方についても検討する</u> 。 | AA基準について、JIS規格の改正に応じて順次改正する等、整合性の維持を図る。あわせて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供を行う。 | |
| | | その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発 等を行う。 | 情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。 | |
| | | | ③自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。 | |
| 15 | 高齢者、障害者等多様な者が安全かつ 快適に利用できる自転車の開発及び普 及を促進する。 | (新設) | ①高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様な ニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。 | |
| | | | を楽しめるよう、走行環境の在り方等 <u>の見直しを図る</u> 。(9-②の再掲) | |
| | | | ③タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。(9-③の再掲) | |
| | | 日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への | ①一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。 | |
| 16 | | | ②自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。 | |
| | | | ③身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAA(※1)アドバイザー、 SBAA PLUS認定者(※2)等)を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援する。 | |
| | | | (※1) BAA(BICYCLE ASSOCIATION (JAPAN) APPROVED):「自転車協会認 証」の略 (※2) SBAA PLUS認定者:スポーツ用自転車販売の経験、知識や技量を兼 ね備えたスポーツ用自転車のアドバイザー | |
| | | | | |

自転車事故のない安全で安心な社会の実現 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①地方公共団体や民間団体等とも連携し、「自転車安全利用五則」を活用す ①地方公共団体や民間団体等とも連携し、自転車の購入時等の様々な機会 |る等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を|<mark>を通じて、</mark>「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用 図る。 者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。また、配達目的での自転車 利用者ニーズの高まり踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ 等を推進する。 ②自転車の安全利用について、全国交通安全運動における実施要綱の推進「②自転車の安全利用について、、全国交通安全運動推進要綱において運動 |項目に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努 |重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努 める。 める。 ③交通事故の被害を軽減するため、国や地方公共団体が行う様々なイベント ③交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携 等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘル の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い メット着用の促進に向けた広報啓発を図る。 年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。 ④一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者④一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者 講習制度の着実な運用を図る。 講習制度の着実な運用を図る。 ⑤交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車 ⑤交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車 の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果 |の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図る。 的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体 への周知を図る。 ⑥高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転 │⑥高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転 車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室 |車イベント等において、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の高齢者 を引き続き実施する。 対象の交通安全教室を実施する。 ⑦自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール | ⑦自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール 等について地域住民への広報啓発に努める。 等について地域住民への広報啓発に努める。 ⑧自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公 │⑧自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公 国民の交通安全意識の向上に資する広 |共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵 |共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵 報啓発活動の推進や、自転車利用者に一守について指導を徹底する。 守について指導を徹底する。 |対する指導・取締りの重点的な実施によ り、自転車利用者をはじめとする道路利 ⑨道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の | ⑨自動車教習所において、道路標識や道路標示の意味について学科教習で 用者全体の安全意識を醸成し、自転車 実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行す |教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行 の安全な利用を促進する。 るなどの教育を引き続き行っていく。 帯のある道路を走行するなどの教育を行っていく。 ⑩高齢者の安全・安心な自転車走行をはじめとする自転車に対する多様な ⑩高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様な ニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援す ニーズに関し、民間企業等が<mark>技術・</mark>製品開発等を行うことを支援する。(15-① の再掲) ⑪自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等 ⑪自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等 |を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点 |を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点 |的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指 |的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指 導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。 |導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。 ⑩リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交 (削除) |通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを 行う。

| | | ③ <u>地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、</u> 関係機関・団体、 <u>地域住民等において、違反行為を防止するため</u> 、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。 | ①関係機関・団体 <u>と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため</u> 、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。 |
|----|---|---|--|
| 17 | 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。 | (新規) | (3)自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全 利用五則」の遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の 交通ルールに係る教育を行っていく。 |
| | | (新規) | (印高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。 |
| 18 | 自転車を含む交通安全教育を推進する ため、教職員に対する研修及び学校等 における交通安全教室の開催等を推進 する。 | ①都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会 開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。 | ①都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会 開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。 |
| | | する <u>海外の</u> 効果的な交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。 | 図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。 |
| | | ③教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。 | ③教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。 |
| | | ①地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。 | |
| 19 | 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく取組の着実な実施を促進する。(実施すべき施策1.の再掲) | (新設) | ①地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進を図るため、課題を抽出し、必要な支援策を講じる。(1-①の再掲) |
| | | (新設) | ②地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。(1-②の再掲) |
| | | (新設) | ③地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1-③の再掲) |

自転車事故のない安全で安心な社会の実現 施策 施策 講ずべき必要な措置(現計画) 講ずべき必要な措置(次期計画) 番号 ①地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」 ①安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所 (平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学 <u>で計画を策定し、当該計画に基づいた</u>整備を推進する。(2-①の再掲) 校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全 点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置 いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整 備を推進する。 (新設) ②「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路 局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来 に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点など の特殊部にも着目して記載の充実を図る。(2-②の再掲) ②道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な ③道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の 「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。 条例への位置付けを促進する。(2-③の再掲) ③路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト縮減に (削除) ※2-4)に移行 |歩行者、自転車及び自動車が適切に分 関する事例等をとりまとめ、地方公共団体へ周知を図る。 離された安全で快適な自転車通行空間 の計画的な整備を推進する。(2の再掲) (新設) ④地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するた め、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団 体に周知する。(1-3の再掲) ④自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路 ⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路 標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。 「標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。(2-5の ⑤自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放 |⑥地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置 |置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成す|等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信 るとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車 技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用 利用者がコメントを投稿できるWeb地図のあり方について検討する。 する仕組みの構築の構築を図る。(2-⑥の再掲) ⑥関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会ま| でに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整 備を推進する。 ①被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する ①「自転車活用推進計画策定の手引き」について、国土強靭化基本計画の内 課題や有用性について検討するとともに、国土強靭化基本計画の見直しに際 <u>容等を踏まえて、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の</u> し、大規模災害発生時における自転車活用について位置づけるなど、必要な 活用の観点から見直しを図る。 措置を講じる。 危機管理体制の強化、避難行動への活 ②災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道 ②災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道 用等、災害時における自転車の活用を |事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強 ||事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強 推進することにより、地域社会の安全・ 化する。 |化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進され

るよう働きかける。

③地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等

<u>への情報提供や助言等の働きかけを行う。(4-⑤の再掲)</u>

安心の向上を図る。

(新設)

| 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現 | | | |
|-------------------------|--|--|---|
| 施策 番号 | 施策 | 講ずべき必要な措置(現計画) | 講ずべき必要な措置(次期計画) |
| 22 | 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。 | (新設) | ①都道府県等に対し、標準条例(平成31年2月22日自転車活用推進本部事務 局長通知)を活用する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務 付ける条例の制定を促進する。 |
| | | (新設) | ②ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、国民に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。 |
| | | (新設) | ③企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、 経済団体等を通じた広報啓発等を行う。 |
| | | (新設) | ④自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等 の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行 う。 |
| 附則第3条 | | | |
| | | ・自転車利用者の法令違反に対しては、引き続き、指導取締りの徹底を図るほか、平成27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況や法令違反の内容等も踏まえつつ、必要に応じて違反行為への対応のあり方について検討を進める。 | ・自転車利用者の法令違反に対しては、指導取締りの徹底を図るほか、平成 27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の 発生状況や法令違反の内容等も踏まえつつ、違反行為への対応のあり方に ついて、違反の抑止のために実効性のあるものとなるよう、検討を進める。 |